

葬儀の後、1年以内を目安にやらなければいけない手続き



なにを?いつまでに?どこに提出したらいい?大切な方がお亡くなりになった後にやらなければいけない手続きや届け出は意外と多いもの。どの手続きがいつまでに必要かを把握して、期限までに手続きを終えられるように計画を立てましょう。

ご逝去後

14日以内

- 世帯主変更届の提出
- 国民健康保険資格喪失届の提出
- 後期高齢者医療資格喪失届の提出
- 年金受給権者死亡届の提出
- ご遺族の国民健康保険資格取得届の提出
- ご遺族の国民年金加入届の提出

3ヶ月以内

- 被相続人の戸籍の収集(出生から死亡まで)
- 相続人の戸籍、印鑑証明書の取得
- 相続関係説明図の作成
- 法定相続情報一覧図の法務局への申請
- 金融機関への連絡と相続手続き
- 生命保険の受取
- 相続財産の調査、確定
- 相続放棄、限定承認の申請
- 遺言書の確認/検認
- 遺産分割協議
- 公共料金等の解約/契約者変更
(インターネット回線の解約・契約者変更
固定電話や携帯電話の解約・契約者変更)



4ヶ月以内

- 所得税の準確定申告
- 遺品整理

10ヶ月以内

- 遺産分割協議書作成
- 相続税申告

被相続人(死亡した人)の死亡を知った日から10か月以内に相続税を納めないと、**追徴課税される場合があります。**

1年以内

- 遺留分減殺請求
- 遺族年金請求書の提出
- 葬祭費の支給申請
- 埋葬費の支給申請
- 高額医療費の請求申請
- 未支給年金請求書の提出
- 自動車の移転登録申請
- 不動産の相続登記

